

自動車登録関係について

平成 1 8 年 5 月 1 2 日

国 土 交 通 省

自動車登録業務に関する特別会計改革と独立行政法人化の検討について

行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）の特別会計改革部分
（抜粋）

自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計については、平成 20 年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。

1. 両特会が実施している業務は、現状では、以下のとおり、広範多岐にわたっている。
（自動車検査登録特別会計で実施している事業）
自動車の安全・環境基準の策定、車両・装置の型式指定、リコール関係業務、新規検査・継続検査の実施、街頭検査等における不正改造車の取り締まり、指定整備工場の監督、自動車の登録業務等
（自動車損害賠償保障事業特別会計で実施している事業）
ひき逃げ・無保険車の事故による被害者への保障事業、重度後遺障害者の保護等自動車事故被害者の救済対策、事故防止対策等
2. 両特会の統合に際しては、会計面における受益と負担の関係の整理はもとより、これらの広範な業務についても、例えば、自動車の車両安全対策に関する事業と事故防止対策関係事業を一体的に実施することなど、新たな業務の全体像を検討し、その中で無駄の排除（全体の効率化・合理化）を行う必要がある。
3. 閣議決定に基づく一般会計への統合や独立行政法人化の検討に当たっては、上記 2 のとおり、自動車登録関係業務だけを切り離して検討するのではなく、それ以外の両特会の業務を含め、（会計統合に伴う効率化・合理化を行った後の）両特会の業務を幅広く対象として、業務の性質に応じ一般会計への統合や独法化等の組織形態を含めた検討を行い、適切な結論を得る必要がある。

自動車登録関係要員の削減に向けた取り組み

現 行

平成18年度から5年間の取り組み

新規登録、移転登録、
変更登録等の登録業務

約720人

回送運行の許可、
職権抹消、警察からの
照会対応等の各種登録
関係業務

約180人

登録事項等証明書交付業務
については、比較的定型的に
処理可能な業務であることから
民間委託を実施

以下のような徹底した業務の
見直し・効率化を実施

- ・システムの改善による効率化
- ・業務を厳しく見直し、要員配置の
一層の合理化
- ・ディーラー団体等大口ユーザーへ
の手續円滑化への協力要請
- ・既に民間委託しているコールセン
ター(オペレーター)のレベルアップ
による問い合わせ対応業務の縮減
等

以下のような徹底した業務の
見直し・効率化を実施

- ・回送運行許可に関する規制緩和に
よる業務の簡素・合理化
- ・警察からの照会対応業務について、
合理化・効率化を警察庁に要請
- ・職権抹消業務の効率化 等

業務の民間委託により
10人を削減

業務の見直し・効率化により
108人を削減

業務の見直し・効率化により
20人を削減

**合計138人(15.3%)
の人員を削減**

自動車登録関係要員数【900人】

自動車登録関係要員数【762人】

(注)上記の他に、自動車検査登録事務所長30人がいる。

(注)138人は、定員合理化計画による削減を含むものとし、今後5年間(平成18~22年度)は新規増員要求は行わない。

自動車登録関係要員の削減に向けた取り組みについて

自動車登録業務については、近年の自動車の保有台数の大幅な増加に伴い業務量が増大し（最近20年で27%増）また、昨年1月の自動車リサイクル法の施行に伴うリサイクル料金の預託確認、輸出抹消登録、自動車重量税の還付等新たな業務が発生しているが、現在、業務のシステム化等により最小限の要員（900人。最近20年で19%減）で対応しているところである。

こうした中で、今後、さらに厳しく業務体制を見直し、一層の業務の合理化・効率化を図ることとし、新規登録、移転登録、変更登録等の登録業務について、システムの機能向上、ディーラー団体等大量に登録申請を行う者に対する手続円滑化への協力要請、既に民間委託しているコールセンターのレベルアップによる問い合わせ業務の負担軽減等により、平成18年度から5年間で108人の要員の削減を図る。

また、登録事項等証明書の交付業務について民間委託を推進することとし、平成18年度から5年間で10人の要員の削減を図る。

これに加え、上記の登録業務以外の各種登録関係業務についても、回送運行許可の規制緩和による業務の簡素合理化、警察からの照会対応業務の合理化・効率化についての警察当局に対する協力要請、職権抹消業務の効率化等を行うこととし、平成18年度から5年間で20人の要員の削減を図る。

以上のとおり、業務の徹底した見直し・効率化、民間委託の実施により、自動車登録関係要員について、平成18年度から5年間で15%超（138人減）の大幅な定員の削減を図ることとする（平成18年度から5年間は自動車登録関係要員について新規増員要求は行わないこととする）。

自動車の登録制度について

1. 自動車登録の意義・目的

行政登録としての目的

自動車の保安基準適合性の確保、犯罪捜査、交通取締り、納税など自動車に係る各種行政上の権利義務の明確化や社会秩序維持のために必要な情報を記録・管理すること。

民事登録としての目的

自動車の取引の安全を確保するため、所有権の公証を行うこと。

自動車は登録を受けなければ運行の用に供することができない(法律に基づく罰則あり)。

2. 自動車登録の種類等

登録を受けていない自動車(新車等)の新規登録(平成16年度：496.5万件)

所有者の変更があった場合の移転登録(平成16年度：617.7万件)

所有者の住所、氏名等に変更があった場合の変更登録(平成16年度：179.4万件)

自動車が滅失・解体した場合等の永久抹消登録(平成16年度：9.9万件)

自動車を輸出した場合の輸出抹消登録(*輸出予定日が17年7月以降のものについて適用)

自動車の使用を一時的にやめた場合の一時抹消登録(平成16年度：486.7万件)

自動車登録ファイルに記録されている事項に関する証明書の交付(平成16年度：324.3万件)

3. 上記2以外の自動車の登録制度を支える各種の登録関係業務

回送運行許可業務

販売用自動車等の回送を業とする者が回送運行の許可を受ければ、登録を受けていない自動車でも運行可能とされており(道路運送車両法第36条の2)、運輸支局等において、年間約10万件程度、申請に基づき回送運行許可証及び回送運行許可番号標(ナンバープレート)を交付している。

臨時運行許可業務

試運転の場合や登録・検査手続の回送等の場合は、臨時運行の許可を受ければ、登録を受けていない自動車も運行可能とされており(道路運送車両法第34条)、運輸支局等において、年間約500件程度、申請に基づき臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標(ナンバープレート)を交付している。

職権抹消

自動車が、解体・滅失等しているにもかかわらず、抹消登録を行わない者に対しては、国は、手続を行うべく催告した後、職権で抹消登録することとされている(道路運送車両法第15条第4項、第5項)。

具体的には、車検証の有効期間が切れて3年以上経過した自動車(毎年100万台以上)について、自動車税の課税確認、所有者に対する催告葉書の送付による現状確認等を行った上で、年間約10数万件程度、職権で抹消登録を行っている。

警察からの捜査照会対応

交通の取り締まりや犯罪捜査のために、自動車の登録情報について、警察から電話又は文書による情報提供が求められており(年間約1万件超)、申請書類の確認、写しの作成・送付、登録情報の検索(一部不明の情報については、繰り返し検索等)等の対応を行っている。

自動車登録番号標交付代行者、封印取付受託者の指導・監督

自動車登録番号標(ナンバープレート)の交付及び封印の取り付けについては、それぞれ、自動車登録番号標交付代行者、封印取付受託者に行わせているが、こうした者が適正に業務を行うよう国が指導・監督を行っている。

各種相談業務

自動車の登録手続や上記業務に関して、一般の自動車ユーザーや事業者からの各種問い合わせ対応を行っている。

自動車登録業務の主要業務指標と定員の推移

